



**なにわ魂**

世界一の東京スカイツリーと、もてはやされる今日、思い起こされるのが大阪人気質である。1903年(明治36年)に開催された内国勸業博覧会の会場跡地にパリのエッフェル塔と凱旋門を模した初代通天閣が1912年(明治45年)7月に完成、300尺(91メートル)と称して人々の盛大な声援でオープンした。日本一、東洋一の高さを誇り、なにわのシンボルであった。1943年(昭和18年)戦争の軍需資材として鉄骨が解体され、通天閣は姿を消した。だが戦後、1956年(昭和31年)民間の地域の人達や有識、経済界の多くの人達の熱望と浄財で今日の通天閣2代目を再建した。初年度155万人の人達が大阪のパノラマを楽しみ、今日までに3700万人を数えている。通天閣91メートルの展望台は「大阪の街100年の推移と人」をじっと見詰めて来た。私たちはこんな先進性の歴史を忘れてならない。

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 「算定基礎届」は7月2日から10日までに提出しましょう
- 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」はすみやかに提出しましょう
- ～ねんきんネットで家族のきずな～ 「ねんきんネット」申し込み手順
- 協会けんぽからのお知らせ
  - ・健康保険の給付について
  - ・限度額適用認定証をご存じですか?
  - ・退職後は、在職中の健康保険証は使用できません
  - ・平成24年度の健診のご案内
- シニアライフセミナー ● 社会保険事務説明会 ● 労務事務講習会 ● 年金事務講習会

**職場内で回覧しましょう**

# 「算定基礎届」は7月2日から10日までに提出しましょう

健康保険・厚生年金保険では、毎年1回、保険料や健康保険の給付金、厚生年金保険の年金額を計算する基礎となる「標準報酬月額」を決め直すために算定基礎届を提出することになっています。

標準報酬月額は、入社等によって被保険者資格を取得したときに、事業主から労働の対償として受ける報酬をもとに決定されます。

ところが、そのときに決められた標準報酬月額を長期間固定しておきますと、定期昇給などによって被保険者が実際に受ける報酬額と標準報酬月額とがかけ離れてまいります。このため、毎年1回、決められた時期に被保

険者全員の標準報酬月額を見直すことになっています。

具体的には、事業主は、4月・5月・6月に被保険者に対して支払った報酬を「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」に記載し、7月2日から10日までに管轄の年金事務所に届出ることになります。

この届出により、年金事務所では、各被保険者の新しい標準報酬月額を決定し、事業主に通知します。

これを定時決定といい、その年の9月1日から翌年の8月31日までの1年間における健康保険・厚生年金保険の保険料や保険給付の計算の基礎とすることになっています。

## 定時決定によって算定することが困難または著しく不当なとき

標準報酬月額の決定に際して、次に該当する場合には、保険者（年金事務所）が算定する額をその被保険者の報酬月額とすることができるとされており、これを「保険者算定」といいます。

- ①4月・5月・6月の3カ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、または、さかのぼった昇給によって数カ月分の差額を一括して受けるなど、通常、受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ②4月・5月・6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③4月・5月・6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④「当年の4月・5月・6月の3カ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、この差が業務の性質上例年発生する

ことが見込まれ、かつ、被保険者が年間平均で算定した標準報酬月額にて定時決定することに同意している場合

### 〈届出方法〉

④の届出にあつては、算定基礎届の備考欄に「年間平均」と付記いただき、次の資料を併せて提出していただく必要があります。

- ・業務の性質上、例年見込まれるものである理由を記載した申立書  
(様式1)「年間報酬の平均で算定することの申立書」
- ・定時決定の保険者算定に係る報酬額等の資料および保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書  
(様式2)「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較および被保険者の同意等」

上記の様式1および様式2は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることができます。

# 「健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」はすみやかに提出しましょう

## 対象となる賞与

健康保険および厚生年金保険では、被保険者が労働の対償として受ける賃金・給与・俸給・手当等については、標準報酬の基礎としています。年末手当・ボーナス・賞与など事業所によって名称は異なっていますが、年間を通じて3回以下の回数で支給される賞与は標準報酬の基礎から除き、標準賞与額として保険料を賦課することになっています。

なお、年4回以上支給される賞与は、標準報酬月額を決定する基礎となる報酬の対象となります。

## 賞与支払届の提出

被保険者に賞与を支払ったときは、5日以内に「健康

保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届」を年金事務所に提出することになっています。現行の算定基礎届と同様に、あらかじめ被保険者の氏名などを印字した届書用紙と賞与支払届総括表が、登録されている賞与支払予定月の前月に送られてきますので、支払年月日や賞与額などを記入し提出します。

なお、賞与の支払いがない場合でも、賞与支払届総括表の届出は必要となります。

また、被保険者賞与支払届は、電子媒体申請（CD・DVD等）や電子申請による提出が可能です。

事業主の皆さまの希望に応じて、被保険者の氏名などを収録した磁気媒体（CD）を配布します。

配布を希望される場合は、管轄の年金事務所まで申し出てください。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください。

# ～ねんきんネットで家族のきずな～

私、実はあなたと結婚する前に少し働いていたの。

ねんきんネットでは未加入になってるぞ。



## 夫婦で年金記録発見の巻

### ねんきんネットってなに？

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

短期間だし年金なんてかけてないわよ。

念のため確認しに行こう！！



### どんなことができるの？

最新の加入記録を確認できます！！  
また、年金に加入していない期間などは「未加」と赤字でわかりやすく表示されます。

奥様の旧姓を教えてくださいませんか？

### きずな年金事務所

△△です。



### 「未加」という表示が出たら？

厚生年金や国民年金に加入し納付していたのに「未加」と表示される場合は、別の年金番号が存在する可能性があります。  
とくに、旧姓のある方は注意が必要です。  
一度、最寄りの年金事務所にご相談ください。

記録が見つかりましたよ！！

えっ？本当に！！あなたのいうとおり確認してよかったわ！！



### どうしたら記録が見れるの？

まずはねんきんネットに登録！！  
ユーザIDを取得すれば、いつでも好きなときに記録が確認できます！  
また、ご自身の人生設計に応じた年金額の試算も容易にできます！

夫婦のきずなもふかまる世代間のたすけあい

# ねんきんネット

今後も知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能をどんどん追加していく予定です。

ますます便利に！！

平成24年4月から「ねんきん定期便」や「振込通知書」などがパソコンで確認できるようになりました！



登録はこちら！！

※「ねんきんネット」をご利用いただくには、ユーザIDが必要です。

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

日本年金機構  
Japan Pension Service

# ～ねんきんネットで家族のきずな～

## 年金太郎くんとおばあちゃんの巻



### ねんきんネットってなに?

「ねんきんネット」は年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービスです。

### むずかしそうだけど...

登録は、日本年金機構のホームページにアクセスし「ねんきんネット」ボタンをクリック!!  
あとは必要な情報(基礎年金番号、氏名、ご住所等)を入力するだけ!!



### めんどうだなあ...

アクセスキーがあると「ユーザID」が登録から **わずか5分**で届きます!!  
※「アクセスキー」は、被保険者あてに送付される平成23年度以降の「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です。「アクセスキー」は年金事務所でも発行できます。



### どんなことができるの?

いつでも、最新の年金記録が確認できます!  
また、ご自身の人生設計に応じた年金額の試算や、記録の「もれ」や「誤り」の発見も容易にできます!



かぞくのきずなもふかまる世代間のたすけあい

# ねんきんネット

今後も知りたい情報をご自宅でご覧になれるような機能をどんどん追加していく予定です。

**ますます便利に!!**

平成24年4月から「ねんきん定期便」や「振込通知書」などがパソコンで確認できるようになりました!



**登録はこちら!!**

※「ねんきんネット」をご利用いただくには、ユーザIDが必要です。

 **日本年金機構**  
Japan Pension Service

ねんきんネット

検索 

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)

# 「ねんきんネット」申し込み手順

## 1. 日本年金機構ホームページにアクセス



日本年金機構 (URL :<http://www.nenkin.go.jp/>) のホームページにアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。

## 2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



左記画面 (ねんきんネット申請用トップページ) が表示されますので「ご利用登録 (アクセスキーをお持ちでない方)」ボタンをクリックします。

「アクセスキー(※)」をお持ちの方は、「ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)」ボタンをクリックして登録画面に進んでください。

※「アクセスキー」は、被保険者あてに送付される平成23年度以降の「ねんきん定期便」に記載されている17桁の番号です。  
 なお、アクセスキーの有効期限は3カ月ですのでご注意ください。  
 ! 「アクセスキー」はお近くの年金事務所でも発行できます。(ただし、年金手帳やご本人の確認ができるものが必要です)

## 3. ユーザ ID 発行申し込みの情報入力



左記画面が表示されますので、必要な情報 (基礎年金番号、氏名、ご住所等) を入力し画面下の「申し込み内容を確認」ボタンをクリックします。

クリック後は確認画面が表示され、画面の指示に従い進めていくことで「ユーザID発行申し込み(完了)」画面が表示されます。申し込みから約5日程度で、「ユーザID」が郵送されます。



「ログインメニュー」から、「ご利用登録されている方」ボタンをクリックし、「ユーザID」および申し込み時に設定していただいた「お客様設定パスワード」を入力し、ご利用ください。

※ 入力していただいた情報と、登録されている記録が一致しなかった場合は、IDが発行できませんので、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

画面イメージは今後変更される場合があります

お問い合わせは『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ!

◆お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください◆

**0570-058-555**

※050 (一部) の電話、070の電話からおかけになる場合は  
**03-6700-1144**

月～金曜日午前9時00分～午後8時00分、第2土曜日午前9時00分～午後5時00分  
(祝日、12月29日から1月3日はご利用いただけません)

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合、全国どこからでも市内料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。

※IP電話・PHS用電話の場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違いの電話となっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

アクセスキーをお持ちの方は、  
携帯電話からもユーザIDの発行ができます!

携帯電話からのユーザID発行申込み

<https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/>

バーコード読み取り機能付き携帯電話であれば、下記バーコードがご利用いただけます。



※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でID発行が可能です。  
(ただし、年金情報はパソコンからご確認ください)

※申し込み時の通話料はおお客様のご負担となりますので、ご注意ください。

## 協会けんぽからのお知らせ

## 健康保険の給付について

健康保険給付の制度には、医療機関で健康保険証を提示して受診していただく場合の療養の給付のほか、傷病手当金・出産手当金などの現金給付制度があります。くわしくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。

## 〈健康保険給付の種類と概要〉

給付の種類	給付される場合	給付額														
傷病手当金	療養のために仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を欠勤4日目から1年6カ月の範囲で支給 <sup>※1</sup>														
出産手当金	出産のために仕事を休み報酬を受けられないとき	1日につき標準報酬日額の3分の2を出産の日以前42日(多胎妊娠は98日)、出産の日以後56日間支給 <sup>※1</sup>														
出産育児一時金	出産したとき <sup>※2</sup>	1児につき42万円を支給 <sup>※3</sup>														
埋葬料(費)	死亡したとき	5万円の範囲内で支給														
療養の給付 (窓口で保険証を提示)	病気やケガに必要な医療を受けたとき	<table border="1"> <tr> <td>義務教育就学前</td> <td>8割(窓口負担は2割)</td> </tr> <tr> <td>70歳未満の方</td> <td>7割(窓口負担は3割)</td> </tr> <tr> <td>70歳以上 75歳未満の方</td> <td>9割(窓口負担は1割) 現役並み所得者の方：7割(窓口負担は3割)</td> </tr> </table>	義務教育就学前	8割(窓口負担は2割)	70歳未満の方	7割(窓口負担は3割)	70歳以上 75歳未満の方	9割(窓口負担は1割) 現役並み所得者の方：7割(窓口負担は3割)								
義務教育就学前	8割(窓口負担は2割)															
70歳未満の方	7割(窓口負担は3割)															
70歳以上 75歳未満の方	9割(窓口負担は1割) 現役並み所得者の方：7割(窓口負担は3割)															
療養費	立て替え払いをしたとき 装具を購入したとき等	<p>【70歳未満の同一月内の自己負担限度額】</p> <table border="1"> <tr> <td>上位所得者</td> <td>150,000円+【(総医療費-500,000円)×1%】</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>80,100円+【(総医療費-267,000円)×1%】</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>35,400円</td> </tr> </table> <p>※上位所得者：標準報酬月額53万円以上の方 ※低所得者：被保険者が住民税非課税等の場合</p>	上位所得者	150,000円+【(総医療費-500,000円)×1%】	一般	80,100円+【(総医療費-267,000円)×1%】	低所得者	35,400円								
上位所得者	150,000円+【(総医療費-500,000円)×1%】															
一般	80,100円+【(総医療費-267,000円)×1%】															
低所得者	35,400円															
高額療養費	1カ月(1日から末日)に同一医療機関(入院・外来別、医科・歯科別)でお支払いされた自己負担額が、右記の自己負担限度額を超えたとき、超えた額を支給 ※ただし、入院時の食事の負担金や保険外の費用(保険外の診療費、個室代、文書料など)は対象となりません。	<p>【70歳以上75歳未満の同一月内の自己負担限度額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>個人単位 (外来のみ)</th> <th>世帯単位 (外来+入院)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+【(総医療費-267,000円)×1%】</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者II</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者I</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現役並み所得者：標準報酬月額28万円以上の方 ※低所得者II：被保険者が住民税非課税等の場合 ※低所得者I：世帯全体が住民税の課税対象となる所得がない等の場合</p>	所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)	現役並み所得者	44,400円	80,100円+【(総医療費-267,000円)×1%】	一般	12,000円	44,400円	低所得者II	8,000円	24,600円	低所得者I	15,000円
所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)														
現役並み所得者	44,400円	80,100円+【(総医療費-267,000円)×1%】														
一般	12,000円	44,400円														
低所得者II	8,000円	24,600円														
低所得者I		15,000円														

※1 傷病手当金、出産手当金については、被扶養者および任意継続被保険者には支給されません。

※2 協会けんぽから出産育児一時金を医療機関等に直接支払う仕組み(直接支払制度)があります。

※3 妊娠22週未満または産科医療補償制度に加入していない医療機関等において出産した場合は39万円となります。

お問い合わせ先 **平成24年3月21日に移転しました**

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください  
(市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

## 協会けんぽからのお知らせ

## 限度額適用認定証をご存じですか？

70歳未満の方が、受診されたとき保険証とあわせて「限度額適用認定証」（低所得者の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を提示した場合、医療機関の窓口でお支払いされる額が原則自己負担限度額までとなり、高額な費用を医療機関の窓口で立て替えていただく必要がなくなりますので、協会けんぽ大阪支部に「限度額適用認定証」を申請してください。

なお、70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証を提示すると窓口でのお支払いが原則自己負担限度額までとなります（区分が低所得者の方を除く）ので、申請する必要はありません。

## 退職後は、在職中の健康保険証は使用できません

## ～退職後は、新たに加えた健康保険で受診を～

会社を退職されたり、新たに就職された場合、健康保険の資格が切り替えとなります。保険証も退職時は返却し、入社時には新たに交付を受けることとなります。

## 保険証が使用できなくなる日は？

## ●退職（資格喪失）の場合

- ・退職日の翌日から使用できません。
- ・月の途中の退職であっても、退職後は一切使用できません。

## ●扶養家族でなくなる場合

- ・被扶養者でなくなった日から使用できません。

（保険証が変わったときは、保険医療機関等の窓口にも月の途中でも変更した旨をご連絡ください）



使用  
できません

## もし、受診資格がなくなった保険証を間違って使用した場合は？

- 事業主（事務担当者）さまには、資格のなくなった従業員さまの保険証を、必ず回収していただきますようお願いいたします。退職時に保険証の返却がなかった場合、協会けんぽからご本人さまに、連絡させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 資格のない保険証を使用した場合は、後日、保険給付費（総医療費の7～9割）分を返還していただくことになります。
- 皆さまの大切な保険料をお預かりしているなかで、財政の健全化をより一層進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※資格のなくなった保険証を使うと、不正使用とみなされる場合があります。

お問い合わせ先 平成24年3月21日に移転しました

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください  
(市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

## 協会けんぽからのお知らせ

## 平成24年度の健診のご案内

協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めるために、健診を実施しております。年度内（4月～翌年3月）に1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助いたします。  
※被保険者の方と被扶養者の方では、受診できる健診の種類、健診機関、申込方法が異なりますのでご注意ください。

## 被保険者および被扶養者の健診申し込みから受診までの流れ



## 被保険者(ご本人)さま

◆対象者 35歳から74歳の方

## 生活習慣病予防健診(一般健診)

①健診実施機関へ  
予約する②申込書を  
記入する③申込書を  
協会けんぽへ  
郵送する④予約日に  
健診を受  
診する

- 4月初旬にお送りしました申込書は平成24年1月6日時点のデータをもとに作成、送付をしています。健診の対象となる方で、お名前が印字されていない方については、空欄にご記入いただくか、あわせてお送りしました手書き用の申込書でお申し込みください。
- 健診の受診日が近くなると予約された健診実施機関から問診票や検査キット等が届きますので、ご確認ください。



## 被扶養者(ご家族)さま

◆対象者 40歳から74歳の方

## 特定健康診査

①受診券の受け取り・配付  
4月初旬に事業主さまあてに受診券を送付しております。被保険者(ご本人)さまを通じて、被扶養者(ご家族)さまへお渡しください。②健診実施機関へ  
予約する③予約日に  
健診を受  
診する

- 受診券は、平成24年1月6日時点のデータをもとに作成、送付をしています。
- 平成24年1月6日以降に加入された方、保険証の記号や番号が変更された方、受診券を紛失された方は、「特定健康診査受診券申請書」にて、受診券の交付申請をお願いいたします。

## 受診できる健診機関を調べたいときは？

受診できる健診機関の情報は、健診のご案内やホームページをご覧ください。

協会けんぽと契約している全国の健診機関で受診できます。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>


《協会けんぽ大阪支部トップページ中央》  
「健康診断・保健指導」

健診の申請手続きや検査項目の詳細は、4月初旬にお届けいたしました健診のご案内またはホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 平成24年3月21日に移転しました

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください  
(市内局番は「7711」です。頭に「6」を付ける必要はありません)

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

# シニアライフセミナー

定年退職後の豊かで健康的な生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催します。ふるってご参加ください。



- 日 時 平成24年7月26日(木) 午後1時30分～4時30分
- 場 所 薬業年金会館 4階 大阪市中央区谷町6-5-4 ☎06-6768-4451

● 参 加 資 格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者に限る(健康保険組合の被保険者を含む)。  
 ※50歳以上の被保険者および配偶者(セミナーの内容に興味をお持ちの方は年齢に関係なくご参加いただけます)。

● 定 員 70名

- 参 加 費 ● 会員事業所の被保険者等 **無 料**
- 非会員事業所の被保険者等 **1,000円/1名**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。  
 なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● セミナーの内容 《社会保険》 **退職後の健康保険・年金・雇用保険等について**  
 講師:社会保険労務士 後藤田 慶子 氏

《ライフプラン》 **シニアライフプランと資産運用**

講師:ファイナンシャルプランナー(CFP資格保持者) 近藤 光彦 氏

● 申 込 方 法 「郵便往復はがき」の往信の文面欄に下記申込書を貼付のうえ、お申し込みください。

(はがきは、お1人1枚で、複数の参加の場合はその枚数分の「郵便往復はがき」でお申し込みください)。参加者には返信用はがきにより、結果を送付いたします。

返信はがきの宛先は必ずご記入ください(記入もれのある場合は受付できませんのでご注意ください)。

● 申 込 締 切 平成24年7月11日(水)必着 ただし、定員を超えた場合は抽選とします。

● そ の 他 当日は保健師による個別健康相談を実施します。希望者には血管年齢測定も行います。

お申し込み・  
お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
 電話 06-6445-3013

お申し込みが複数の場合はコピーしてご使用ください。

## シニアライフセミナー 参加申込書

会員の有無	会員番号 (24- - ) 非会員・不明		
事業所名称			
事業所整理記号			
事業所所在地	〒 -		
電話番号	( )		
開催日	7月26日(木)		
参加者氏名			
年齢	性別	男・女	



※この申込書にご記入いただきました個人情報、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 社会保険事務説明会

## 【医療保険のしくみ・年金保険のしくみ】

新たに社会保険に加入された事業所の事務担当者の方、また新しく事務担当者になられた方に「社会保険事務説明会」を開催します。

● **日程・場所・定員** **開催時間：午後1時30分～4時30分**

● 平成24年8月8日(水) 葉業年金会館〈中央区谷町6-5-4〉(定員100名)

講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・柳田 治美氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● **参加費用** ● **会員事業所の被保険者等 無 料**

● **非会員事業所の被保険者等 1,000円**

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。  
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **募集の締切** **平成24年7月11日(水)必着**

● **応募方法** 「郵便往復はがき」に下記申込書を貼付のうえ、(財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。

参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。

なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。

※お申し込みは1事業所1名様とさせていただきます。

**返信はがきの宛先は必ずご記入ください。**記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

※下記、参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。

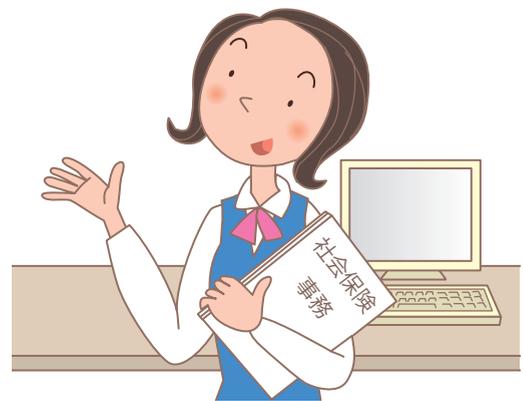
お申し込み  
お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

### 〔社〕社会保険事務説明会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (24- ) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	( )	
開催日	8月8日(水)	
参加者氏名	性別	男・女



※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 労務事務講習会

## 『実務に役立つ労働保険・社会保険の基礎』

事業所の事務担当者の方を対象に「労務事務講習会」を開催します。  
～採用から退職まで いつ、どこへ、どのような手続きが必要なのか～

- 日程・場所・定員 **開催時間：午後1時30分～4時30分**
  - 平成24年9月6日(木) 葉業年金会館 <中央区谷町6-5-4> (定員100名)
  - 講師:社会保険労務士 後藤田 慶子氏・柳田 治美氏
- 参加資格 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。
- 参加費用
  - 会員事業所の被保険者等 **無 料**
  - 非会員事業所の被保険者等 **1,000円**
 非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。  
なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。
- 募集の締切 **平成24年7月18日(水)必着**
- 応募方法 「郵便往復はがき」に下記申込書を貼付のうえ、(財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。  
参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。  
なお、定員を超える申し込みがあった場合は**抽選**により参加者を決定します。  
※お申し込みは1事業所1名様とさせていただきます。  
**返信はがきの宛先は必ずご記入ください。**記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。  
※下記、参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。

お申し込み  
お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

### ⑧ 労務事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (24- ) 非会員・不明
事業所名称	
事業所整理記号	
事業所所在地	〒 -
電話番号	( )
開催日	9月6日(木)
参加者氏名	性別 男・女



※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 年金事務講習会

事業所の事務担当者の方を対象に「年金事務講習会」を開催します。

● **日程・場所・定員** 開催時間：午後1時30分～4時30分

① 平成24年8月22日(水) 大阪府病院年金会館<天王寺区六万体的町4-11>(定員100名)

<内容> 「もっと知りたい 老齢の年金」

～請求手続きから在職老齢・継続給付～

② 平成24年9月12日(水) 大阪府病院年金会館<天王寺区六万体的町4-11>(定員100名)

<内容> 「もっと知りたい 障害・遺族の年金」

～給付のしくみと健保・労災のかかわり～

講師：社会保険労務士 後藤田 慶子氏・柳田 治美氏

● **参加資格** 大阪府内の年金事務所(日本年金機構)または全国健康保険協会大阪支部で厚生年金保険・健康保険の適用を受けている事業所に勤務されている被保険者の方(健康保険組合の被保険者を含む)。

● **参加費用** ●会員事業所の被保険者等 無 料

●非会員事業所の被保険者等 1,000円

非会員事業所の参加決定者には、郵便振替用紙を送付し入金確認後、参加証を送付いたします。

なお、会員事業所の参加決定者には参加証を送付いたします。

● **募集の締切** 平成24年7月18日(水)必着

● **応募方法** 「郵便往復はがき」に下記申込書を貼付のうえ、(財)大阪府社会保険協会へお申し込みください。

参加者には、返信用はがきにより、参加証を送付いたします。

なお、定員を超える申し込みがあった場合は抽選により参加者を決定します。

①、②の両日とも参加を希望される方は、それぞれの開催日ごとに、往復はがきに「参加申込書」を貼付のうえ、お申し込みください(ただし、1事業所1名様とさせていただきます)。

返信はがきの宛先は必ずご記入ください。記載もれのある場合は受付できませんので、ご注意ください。

※下記、参加申込書(コピー可)にご記入のうえ、切り取って「郵便往復はがき」の往信の文面欄に貼付してください。

お申し込み  
お問い合わせ先

(財)大阪府社会保険協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀1-3-13 辰巳ビル2階  
電話 06-6445-3013

① 年金事務講習会 参加申込書

会員の有無	会員番号 (24- - ) 非会員・不明	
事業所名称		
事業所整理記号		
事業所所在地	〒 -	
電話番号	( )	
開催日	月 日 ( )	
参加者氏名	性別	男・女



※この申込書にご記入いただきました個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。